

追加型投信 / 海外 / 株式

## アメリカン・ニュー・ステージ・オープン 決算・分配金のお知らせ

ファンド情報提供資料  
データ基準日: 2017年7月7日

平素は「アメリカン・ニュー・ステージ・オープン」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、当ファンドは2017年7月7日に第22期(2017年4月8日～2017年7月7日)の決算を迎え、基準価額水準、市況動向等を勘案して当期の分配金を400円(1万口当たり、税引前)としましたことをご報告いたします。

2017年5月、トランプ大統領による米連邦捜査局(FBI)のロシア関連捜査への妨害疑惑が浮上し、今後の政権運営への懸念などから米国株式市況は下落した場面もあったものの、米国の良好な経済指標などを受けて、その後は上昇しました。また、6月13日、14日に開催されたFOMC(米連邦公開市場委員会)は、市場の事前予想どおり、年内2度目の利上げ実施を決定しました。為替市場は、期中、上下したものの、足下では対期初で米ドル高円安水準で推移しています。上記の市況環境下、当期の当ファンドの基準価額は上昇しました。  
今後とも引き続き、当ファンドをご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 分配金と基準価額(2017年7月7日)

分配金(1万口当たり、税引前)

400円

基準価額(1万口当たり、分配落ち後)

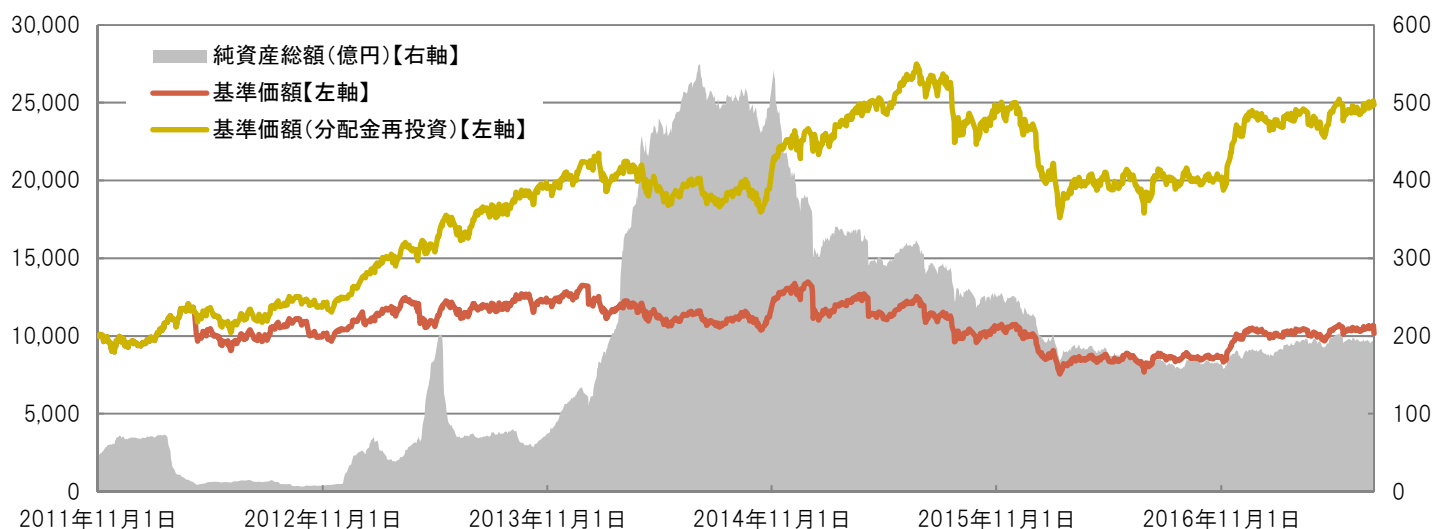
10,161円

#### 【分配金実績(1万口当たり、税引前)】

| 第18期<br>(2016年7月) | 第19期<br>(2016年10月) | 第20期<br>(2017年1月) | 第21期<br>(2017年4月) | 第22期<br>(2017年7月) | 設定来累計   |
|-------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------|
| 0円                | 0円                 | 100円              | 0円                | 400円              | 10,300円 |

・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

### 基準価額の推移(期間:2011年11月1日(設定日)～2017年7月7日)



- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は設定日前営業日を10,000として指数化しています。
- ・基準価額および基準価額(分配金再投資)は、信託報酬控除後の値です。
- ・基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。

■ 上記は、過去の実績・状況、作成時点での見通しまたは分析です。これらは、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮していません。

## アメリカン・ニュー・ステージ・オープン

### ファンドの目的・特色

#### ■ファンドの目的

米国の株式を実質的な主要投資対象とし、値上がり益の獲得をめざします。

#### ■ファンドの特色

**投資対象 米国の新興成長企業株式が主要投資対象です。**

※新興成長企業株式には、預託証券(DR)を含みます。預託証券(DR)とは、Depositary Receipt の略で、ある国の企業の株式を当該国外の市場で流通させるため、現地法に従い発行した代替証券です。株式と同様に金融商品取引所等で取引されます。

**運用方法 ボトムアップ・アプローチにより投資銘柄を厳選します。**

・投資ユニバースの選定にあたっては、企業独自の優位性、マーケットシェア、利益率、売上成長力、有能な経営陣の観点を考慮します。

・2～3年後の企業の成長性および事業環境を予測し、20～60社に投資します。

**運用の委託先 株式等の運用にあたっては、運用の指図に関する権限を、ピクトリー・キャピタル・マネジメント・インクに委託します。**

**為替対応方針 原則として、為替ヘッジを行いません。**

#### ■ファンドの仕組み

・運用は主にアメリカン・ニュー・ステージ・マザーファンドへの投資を通じて、米国の新興成長企業株式へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。

#### ■分配方針

・年4回の決算時(1・4・7・10月の各7日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。

・分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

・分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

### 投資リスク

#### ■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの**運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。**

したがって、**投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**

**投資信託は預貯金と異なります。**

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

|                     |                                                                                                                                   |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>価格変動<br/>リスク</b> | 一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。                                                 |
| <b>為替変動<br/>リスク</b> | 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。                                                                                  |
| <b>信用<br/>リスク</b>   | 組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。 |
| <b>流動性<br/>リスク</b>  | 有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。            |

ファンドは、中小型株を主要投資対象としているため、大型株中心に投資する場合に比べ、価格変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

#### ■その他の留意点

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

・ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

・投資判断によっては特定の銘柄に集中投資することがあります。そのため、当該銘柄の影響を大きく受ける場合があります。

**ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

## アメリカン・ニュー・ステージ・オープン

### 手続・手数料等

#### ■お申込みメモ

|                   |                                                                                                                                                                                 |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位              | 販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。                                                                                                                                                        |
| 購入価額              | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額<br>※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。                                                                                                                 |
| 換金単位              | 販売会社が定める単位／販売会社にご確認ください。                                                                                                                                                        |
| 換金価額              | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額                                                                                                                                               |
| 換金代金              | 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。                                                                                                                                      |
| 申込不可日             | 次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。<br>・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行の休業日<br>※具体的な日付については、委託会社のホームページ(「ファンド関連情報」内の「お申込み不可日一覧」)をご覧ください。                                                          |
| 申込締切時間            | 原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。                                                                                                                                            |
| 換金制限              | ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。                                                                                                                                     |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。                                                                          |
| 信託期間              | 2021年10月7日まで(2011年11月1日設定)                                                                                                                                                      |
| 繰上償還              | 受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。                                                                                                                               |
| 決算日               | 毎年1・4・7・10月の7日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                     |
| 収益分配              | 年4回の決算時に分配を行います。<br>販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。                                                                                                                               |
| 課税関係              | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人受益者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。税法が改正された場合等には、変更となることがあります。くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。 |

#### ■ファンドの費用

##### お客さまが直接的に負担する費用

|         |                                                                                        |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | 購入価額に対して、 <b>上限3.24%(税抜 3%)</b> (販売会社が定めます)<br>(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。) |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> をかけた額                                                   |

##### お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

|              |                                                                                                                                                                                                        |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運用管理費用(信託報酬) | 日々の純資産総額に対して、 <b>年率2.2464%(税抜 年率2.08%)</b> をかけた額                                                                                                                                                       |
| その他の費用・手数料   | 監査法人に支払われるファンドの監査費用・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用・マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額・その他信託事務の処理にかかる諸費用等についてもファンドが負担します。<br>※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。 |

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。  
なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

### 本資料のご利用にあたっての注意事項等

●本資料は、三菱UFJ国際投信が作成した資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。●本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。●本資料中のグラフ・数値等は、過去の実績・状況であり、将来の市場環境等や運用成果等を示唆・保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。●投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。

#### ●委託会社(ファンドの運用の指図等)

三菱UFJ国際投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

加入協会:一般社団法人 投資信託協会

一般社団法人 日本投資顧問業協会

<ホームページアドレス> <http://www.am.mufig.jp/>

<お客さま専用フリーダイヤル> 0120-151034

(受付時間 営業日の9:00~17:00)

#### ●受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)

三菱UFJ信託銀行株式会社

**ご購入の際には、必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

## 販売会社情報一覧表

ファンド名称: アメリカン・ニュー・ステージ・オープン

| 商号             | 登録番号等                     | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>日本投資顧問業協会 | 一般社団法人<br>金融先物取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商品取引業協会 |
|----------------|---------------------------|---------|---------------------|---------------------|------------------------|
| 池田泉州TT証券株式会社   | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第370号  | ○       |                     |                     |                        |
| 岩井コスモ証券株式会社    | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第15号   | ○       |                     | ○                   |                        |
| 宇都宮証券株式会社      | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第32号   | ○       |                     |                     |                        |
| 株式会社 SBI証券     | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号   | ○       |                     | ○                   | ○                      |
| カブドットコム証券株式会社  | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号   | ○       |                     | ○                   |                        |
| 高木証券株式会社       | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号   | ○       |                     |                     |                        |
| ちばぎん証券株式会社     | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第114号  | ○       |                     |                     |                        |
| 中銀証券株式会社       | 金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第6号    | ○       |                     |                     |                        |
| 東海東京証券株式会社     | 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号  | ○       |                     | ○                   | ○                      |
| 西日本シティTT証券株式会社 | 金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第75号  | ○       |                     |                     |                        |
| 浜銀TT証券株式会社     | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号 | ○       |                     |                     |                        |
| 廣田証券株式会社       | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第33号   | ○       |                     |                     |                        |
| ほくほくTT証券株式会社   | 金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第24号   | ○       |                     |                     |                        |
| 丸三証券株式会社       | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第167号  | ○       |                     |                     |                        |
| 楽天証券株式会社       | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号  | ○       | ○                   | ○                   | ○                      |
| ワイエム証券株式会社     | 金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第8号    | ○       |                     |                     |                        |